

定期使用の募集台数表等について

階層	定期使用台数		定期使用料(月額税込)			特徴	最寄駅から 200メートル	屋根の有無	
	自転車	原付・ 普二	自転車 一般	自転車 高校生以下	原付・ 普二			自転車	原付・ 普二
1階	151	34	1,570	1,040	1,780	垂直2段式ラック、一部平置き	圏内	あり	なし
2階	217								垂直2段式ラック、一部平置き
屋上	184		1,040	730					前輪ラック

高校生以下、免除申請対象の方について

高校生以下、免除申請の方は必要書類（学生証等・証明書※）を提出していただきます。
【必要書類】学生証、生活保護受給証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等

定期使用の更新について

定期使用の更新は現地定期更新機で行ってください。
更新期間は契約終了月の20日～月末までとなります。
（例：定期有効期間が6月末までの場合、6月20日～6月30日が更新期間となります。）
更新の際は、定期使用情報を書き込んだ交通系ICカード（PASMO/Suica）が必要です。
支払い猶予期間はありません。
更新がされなかった場合、定期使用の権利がなくなります。

定期使用に関する問い合わせ先

管理委託事業者：株式会社ビシクレット TEL 03-3437-9710/平日9:00-17:00
TEL 0120-161-387/上記時間以外

一時使用

一時使用取り扱い時間

毎日24時間
回数券は使用できません。
料金は退場精算機でお支払いください。

一時使用の使用料

管 理	区 分	料 金	回数券	支払場所	
無人 (機械式)	自転車	駐輪後2時間無料、24時間ごとに100円	使用不可	現地精算機 (後払い)	
	原動機付自転車	駐輪後2時間無料、24時間ごとに150円	使用不可		
	普通自動二輪車(50cc超125cc以下)				

●満車の場合はご利用できません。他の駐輪場をご利用ください。

禁止行為（守れない場合、ご利用をお断りする事があります）

- 他の自転車の駐輪を妨げること。
- 駐輪場の施設その他の物件または駐輪中の自転車・バイクを汚損し、または破損するおそれのある行為をすること。
- 発火、引火、もしくは爆発のおそれのある物品または悪臭を発する物品を持ち込むこと。
- みだりに騒音を発すること。
- 物品の販売等の営業行為をすること。
- 駐輪場内での乗車走行、危険な行為をすること。
- その他、駐輪場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

駐輪場利用の流れ



個人情報の取り扱いについて

株式会社ビシクレット（以下、「当社」という）は、お預かりした個人情報につき、下記のとおり適正かつ安全な管理・運用に努めます。

第1条 利用目的

当社は、収集した個人情報について、以下の目的のために利用します。
駐輪場定期使用申請・空き待ち管理・契約者管理、連絡、割引、減額、解約、定期シールの再発行、領収書発行、返金、ご本人確認、トラブル解決等

第2条 個人情報の適切な取得

当社は、個人情報を適法かつ適正な手段により取得いたします。不正な手段による取得は行いません。

第3条 利用範囲

当社は、取得した個人情報を利用目的の範囲内でのみ利用し、利用目的を超えた利用を行いません。

第4条 安全管理措置

当社は、個人情報の漏洩、改ざん、または不正アクセスを防止するために、適切な安全管理措置を講じます。

第5条 第三者提供

当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ提供しません。
① 法令に基づく場合
② 緊急性を伴い、事前同意を得ることが不可能・困難な場合
③ 法令事務の遂行にあたり必要とする場合

第6条 個人情報に関する問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、以下担当者までご連絡ください。
〒105-0004 東京都港区新橋6-21-3 ユーマックスビル4階
株式会社ビシクレット 担当：市川・田中
TEL：03-3437-9710（受付時間：9：00～17：00）

制定日：2025年2月17日
株式会社 ビシクレット
代表取締役 井上 喜一郎

2025（令和7）年度

新松戸駅東口第1自転車駐車場

利用案内

電子申請推奨

本案内を熟読の上、申請してください。

令和7年5月1日供用開始

- 定期使用・一時使用ともに申請や利用方法が大きく変わります。
- 新松戸駅東口第1自転車駐車場は無人ゲート式駐輪場となり、定期使用・一時使用ともに申請や利用方法が大きく変わります。他の市営駐輪場と異なりますのでご確認ください。
 - 定期使用は抽選ではなく、**申し込み順（先着順）**での許可となります。
 - 定期使用には、PASMO/Suica（モバイル含む）が必要となりますので、各自事前にご用意ください。**
 - 定期使用申請は、①専用の定期使用申請サイト（サイカスマートナビWEBサイト）からの申請と ②申請用紙での申請の方法があります。

申請に関する注意事項

- 定期使用申請手続きについては専用の定期使用申請サイト（サイカスマートナビWEBサイト）からの申請を推奨していますが、サイカスマートナビWEBサイトからの申請が困難な方は定期使用申請書に必要事項をご記入いただき、現地駐輪場に備え付けの専用封筒にてご郵送ください。
※高校生以下、免除申請の方は必要書類を同封してください。
- 定期更新機にて定期使用料をお支払いいただき、「定期使用シール」を発行してください。
※申請手続きの詳細は、本パンフレット並びにWEBページのご確認をお願いいたします。

1. 申請前

- 対象者は防犯登録を受けた自転車または総排気量125cc以下の原付・普通自動二輪を所有している方です。
- 自転車の防犯登録を受けていない場合は、自転車防犯登録取扱店（自転車販売店など）で防犯登録を受けた後、申請してください。「取得見込」等の記載は無効となります。バイクも同様にナンバープレートの交付等を受けた後、申請してください。
- 同一の防犯登録番号またはナンバーを使用した複数人での申請（親族、友人等）は無効となります。1台につき利用者を1名様に特定して申請してください。
- 三輪自転車・チャイルドシート付き大型自転車等、タイヤが太いまたは細いことなどにより市営駐輪場の駐輪ラックの規格（型式）に適合しない場合は、利用が制限されます。駐輪場内に掲示している、「駐輪ラックの取扱説明書」内に記載の「対応自転車」をお確かめください。

2. 申請時

- 実際の利用者の代わりに代理で申請することは可能ですが、その際は必ず実際に利用される方の住所・氏名・年齢・使用区分で申請してください（特に高校生以下の申請で保護者の方がお子様の分の申請を行う際の申請誤りが多く見受けられます）。
- 防犯登録番号の記入漏れ、使用区分の記入誤り、住所不完全の申請等が多く見受けられます。**
- 一度申請した駐輪場の階層及び区分を変更することはできません。
- 大学生、専門学生、予備校生は「一般」区分です。
- バイクを使用される場合は、高校生以下であっても「一般」区分です。

- 定期使用申請に関することは、駐輪場管理委託事業者へお問い合わせください。
〔駐輪場管理委託事業者：株式会社ビシクレット 03-3437-9710/平日9:00～17:00〕